

伊賀市地域公共交通計画検討分科会規程

(設置)

第1条 伊賀市地域公共交通計画を作成するにあたり、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通計画検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第3条第1項に掲げる事項について、行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員10人以内をもって組織する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選により定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日とする。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。ただし、分科会長が選任されていないときは、協議会の会長が招集する。

2 分科会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 前各項において定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項については、規約の例によるものとする。

(協議結果)

第8条 分科会において協議を行った内容については、協議会に報告するものとする。

2 分科会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を参酌するものとする。

(謝礼)

第9条 分科会の委員の謝礼は、規約を準用するものとする。

(庶務)

第10条 分科会の庶務は、伊賀市地域力創造部公共交通課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この規程は、令和7年5月30日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学識経験者
交通事業者
住民の代表
国土交通省職員
伊賀市職員